

平成28年6月9日開催 東京地方裁判所委員会

「保護命令事件の運用の実情と関係機関との連携」

東京地方裁判所委員会委員・会員 柴垣 明彦 (44 期)

去る6月9日に開催された第38回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回のテーマは「保護命令事件の運用の実情と関係機関との連携」です。

地裁民事9部の関述之判事より、上記テーマについて、①保護命令とは②平成25年改正法の運用③関係機関との連携に分けて説明がありました。

◆「保護命令とは」

DVとは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」(内閣府)と定義される。その特徴は、外部から発見されにくいこと及び暴力による支配従属(囚われの身)である。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(いわゆるDV防止法)が制定された。

保護命令は、刑事罰を背景に加害者に対し被害者への接近禁止、自宅からの退去、電話・つきまといなどの禁止を命じるものである。東京地裁では、申立てがあると即日債権者審尋を行い、数日間で関係機関への照会を行い、申立てから7日程度で債務者審尋を行い、その日に発令している。被害者保護のための迅速性と刑罰を背景とした命令であるための適正な手続を基本にしている。

◆平成25年改正法の運用

当初は法律上及び事実婚としての配偶者だけが対象であったが、平成16年改正で(事実上)離婚した場合も対象とされ、さらに平成25年改正により「生活の本拠を共にする交際」の場合及びその解消後も適用対象へと拡大された。今後は、この「生活の本拠を共にする」かどうかの認定を安定的に行えるようにしたい。

◆関係機関との連携

関連機関として、都道府県に設置される配偶者暴力相談センター、警視庁及び各警察署、そして東京都がある。東京都の場合の配暴センターとしては、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの2か所がある。

◆主な質疑応答・意見交換

*文中の括弧内は質疑に対する応答

申立人は別れることを決断していることが多いのか(別れることを決断している例が多い)、申立人がやり直したいというときは発令に当たってその点を考慮するのか(あまり考慮しない)、保護命令の効力期間(法定されている)、申立件数に対してどれくらいの比率で発令されているか(約9割くらいの感覚)、もし発令されなかったときはどうしているのか(面接強要禁止仮処分などもあり得る)、相手方に代理人弁護士が付くことは多いのか(申立人よりもさらに少ない)、却下されるのはどのような事例か(疎明資料が不足している事例など)、取下げはどの程度あるのか(却下と取下げ合わせて1割くらいではないか)、保護命令に違反して実際に刑事罰を科された例はあるか(統計がない)、保護命令の具体的効果は? 保護命令は実際に守られるか(守られることが多い)、守られるとしてその理由は?(刑罰・裁判所の権威?), 再度の申立ての割合はどれくらいか(3割くらい)、男性からの申立ての例はあるか、同性カップル間で申立てがなされた場合はどうするか、家庭裁判所との連携はどうなっているか、根本原因が精神疾患による場合保護命令だけでよいのか、何かほかに対応・連携していく方途をさぐるべきでは、など多様な質問と意見が述べられた。

その中でも、特に注目すべき事項は次の点であった。

【申立てに代理人弁護士が少ない】

全体的な感覚では、申立てのうち約半数は本人申立てで、代理人弁護士が付いていない。緊急性・迅速性の関係で、弁護士が付いていない例が多いようだ。しかし、関係機関として法テラスを活用するなど、弁護士会側も検討すべき課題があるのではないかと。

【事実認定の困難さ】

家庭等で密室状態であることや「囚われの身」になっているため、診断書など客観的な証拠が不十分な事案が多い。供述の信用性などから判断しなくてはならず、裁判所としてもとても悩ましい問題である。

◆今後の地裁委員会

今回は、平成28年10月25日午後3時から。テーマは「一部執行猶予制度について」です。